

津山ゆかりの刀剣再現プロジェクト業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津山ゆかりの刀剣再現プロジェクト業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 津山ゆかりの刀剣再現プロジェクト業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から平成32年3月31日まで

3. 見積上限額（見積限度額）

9,000,000円以内（消費税額及び地方消費税額含む）

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

- ・平成31年4月15日（月）：公募開始（ホームページ）
- ・平成31年4月22日（月）17時：質問提出〆切
- ・平成31年4月24日（水）：質問回答予定（ホームページ）
- ・平成31年5月10日（金）17時：参加申込〆切
- ・平成31年5月15日（水）：資格審査結果通知
- ・平成31年5月29日（水）17時：企画提案書等の提出締切
- ・平成31年6月5日（水）：審査(書類及びプレゼンテーション審査)実施予定
- ・平成31年6月12日（水）：審査(書類及びプレゼンテーション審査)結果通知送付予定

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (5) 国税及び岡山県税，津山市税を滞納している者でないこと。
- (6) 平成26年4月1日以降に，本業務と同種業務又は関連業務を受注又は主催した実績があること。
- (7) 実施にあたり，観光振興課と業務期間中に実施方針や業務内容等について十分な協議ができること。

7. 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提示書類
1	企画提案実施要領（本書）
2	参加申込書 兼 誓約書（様式1）
3	企画提案書表紙（様式2）
4	営業実績書（様式3）
5	提案価格書（様式4）
6	業務協力契約予定書（様式5）
7	質問書兼意見書（様式6）
8	委任状（様式7）
9	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）
10	優先交渉権者の選考方法（別紙1）
11	仕様書

8. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第6号）により、FAXで提出すること。

- (2) 提出期限 平成31年4月22日（月）17時まで（必着）
- (3) 提出場所 FAX番号（0868）32-2154
- (4) 回答方法 津山市のホームページにて公表
津山市ホームページ <https://www.city.tsuyama.lg.jp/>
- (5) 回答日時 平成31年4月24日（水）予定

9. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

No.	提出書類	区分	部数
1	参加申込書 兼 誓約書（様式1）	必須	1部
2	営業実績書（様式3）	必須	1部
3	委任状（様式7）※プロポーザルに係る委任	必要に応じて	1部

4	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）	必須	1部
5	法人の国税及び岡山県税の納税証明書の写し（注1）	必須	1部
6	法人の津山市発行の市税等の完納証明書（注2）	津山市に課税がある場合のみ	1部
7	登記事項証明書（現在事項証明）又はその写し（注3）	必須	1部
8	印鑑証明書（注4）	必須	1部
9	財務諸表の写し（直近決算のもの）	必須	1部

注1：申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。滞納がないことが確認できること。

注2：申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。津山市に課税がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。

注3・注4：申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。

(2) 提出期間 平成31年5月10日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所 津山市産業経済部観光振興課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2082 FAX (0868) 32-2154

(5) 参加承認の可否

提出された(1)の申請に対して、参加資格の有無を確認の上、承認の可否結果を5月15日（水）に連絡します。

10. 企画提案書提出期日及び作成方法

(1) 提出期限 平成31年5月29日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出部数

9部（正本1部・副本8部）

(4) 提出場所

津山市産業経済部観光振興課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2082 FAX (0868) 32-2154

(5) 提出書類

ア 企画提案書（様式第2号）

以下の項目について記載すること。なお、用紙のサイズはA4（縦・横どちらでも可）とし、様

式は任意とする。

①業務実施体制

業務の進行・実施に対する体制について記載すること。

②業務実績

本業務と同種業務又は関連業務に関する業務実績を記載すること。

③スケジュール計画

業務期間のスケジュールについて、一連の業務の流れが分かるように記載すること。

④仕様書に掲げる業務内容

- ・日本刀（写し刀）の製作について

仕様書に記載の写し刀二振りの再現にかかる具体的な製作手法を記載すること。

- ・プロモーション映像制作

写し刀製作過程の映像を記録し、本業務のプロモーションとして活用するための映像イメージ及び活用案を記載すること。

- ・ゲームやアニメ等のコンテンツとの連携プロモーション

応募者において、本市との連携構築にかかる調整が可能なコンテンツを示すとともに、本業務予算の範囲内でコラボレーションの提案を行うこと。

⑤その他独自提案

その他に特筆すべき独自提案がある場合は記載すること。

イ 提案価格書（様式第4号）

様式第4号と合わせて、内訳書も添付すること。内訳書の用紙サイズはA4縦とし、様式は任意とする。

ウ 業務協力契約予定書（様式第5号）

本業務を、提案者以外の事業者と協力して実施する場合に提出すること。

11. 審査時期及び審査方法

本プロポーザルの審査については、以下のとおり実施する。

(1) 審査時期 平成31年6月 5日（水）予定

(2) 審査場所

津山市役所4階 402会議室

〒708-8501 岡山県津山市山北520

(3) 審査方法

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書及び見積書、並びに企画提案にかかるプレゼンテーションを別紙「津山ゆかりの刀剣再現プロジェクト業務委託事業者審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

12. 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 平成31年6月12日(水) 予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

13. 契約

最優秀提案者と契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。

なお、契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

14. 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

(2) 評価順位及び点数

(3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

15. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

16. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成所の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

- カ 見積上限額を超えた提案価格の場合
- キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 審査において最優秀者の評点が同点の場合においてはくじ引きとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

津山市産業経済部観光振興課 担当者：杉山、横山

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2082 FAX (0868) 32-2154

津山ゆかりの刀剣再現プロジェクト業務委託事業者審査基準
(優先交渉権者の選考方法)

I 優先交渉権者の選考方法および得点配分について

1 優先交渉権者の選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考について、【表 1：評価項目および評価基準】に基づき評価する。

【表 1：評価項目および評価基準】

評価項目		評価基準	
①	実施体制	本業務を円滑に実施できる実施体制・人員体制	人員の配置状況から、本市との打ち合わせや問合せに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実に業務を遂行できると判断できる体制となっているか。
②	業務実績	本業務と同種業務又は関連業務に関する業務実績	本業務を実施するに足る業務実績があるか。
③	担当者評価	担当者の経験や実績	担当者の経験や実績はあるか。
④	スケジュール	業務履行までのスケジュール	業務履行までのスケジュールが具体的かつ実現可能性があり適正であるか。無理はないか。
⑤	提案内容	作刀にかかる提案	写し刀製作に係る提案内容は十分なものか。
		映像製作の内容	映像制作の内容及び活用案は魅力あるものであるか。
		メディアとの連携	アニメやゲーム、映画といったメディアとの連携構築にかかる提案内容は効果的なものとなっているか。
		著作権への考え方	本業務にかかる著作物の著作権についての考え方が示されているか。
⑥	独自提案・創意工夫	提案者の独自提案や創意工夫について	特筆すべき有効な独自提案や創意工夫はあるか。
⑦	コスト	業務見積額について	見積額により採点

以下の前提条件を満たし、後述に定める採点方法により算出した、各項目の点数の合計が 180 点以上で最も高い者を、優先交渉権者として決定する。また、参加者が 1 者のみの場合も同様とする。

優先交渉権者を選定するにあたり、一定水準（60%）以上の評価点を獲得できる提案者がいない場合

は選定を行わない。

【前提条件】

- ①提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ②業務基幹内でスケジュールが組まれていること。

(2) 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2 評価項目の配点

上記評価項目の点数については、合計 300 点満点とする。得点配分については【表 2：評価項目の配点】のとおりとする。

【表 2：評価項目の配点】

評価項目		配点
①実施体制		20
②業務実績		30
③担当者評価		30
④スケジュール		20
⑤提案内容	作刀にかかる提案	40
	映像製作の内容	30
	メディアとの連携	40
	著作権への考え方	30
⑥独自提案・創意工夫		30
⑦コスト		30
合計		300

II 各評価項目の採点方法について

1 ①～⑥の採点方法

上記「I-1-(1)」に記載した評価項目について、企画提案書、企画提案プレゼンテーションの内容により評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表 3：企画提案書および企画提案ヒアリング評価の判断基準】に基づき、0点から5点の6段階による評価を行い、【算出方法1 ①～⑥】及び【算出方法2 ⑥】の計算式により配点を算出する。

【表 3：企画提案書および企画提案ヒアリング評価の判断基準】

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	効果的な内容である。
3点	平均的な内容である。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、平均的な内容を下回っている。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法 1 ①～⑥】

「①～⑥」＝評価委員の評価点の和 ÷ 評価委員数 ÷ 5 × 各評価項目の配点
 ⇒上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和の小数点以下第1位を四捨五入し、配点とする。

2 ⑦の採点方法

「企画提案実施要領」に記載した提案上限金額により、「見積書（様式第4号）」に記載された見積価格の評価を行う。

なお、見積価格の採点にあたっては、【算出方法 2 ⑦】の計算式により価格点を算出する。

【算出方法 2 ⑦】

$$「⑦」 = 30点* - 30点* \times \left[1 - \frac{\text{(最安値提案見積額)}}{\text{(提案見積額)}} \right] \times 2$$

*価格評価（配点項目中コスト）配点

⑥の算出にあたっては小数点以下第1位を四捨五入する。